

地籍調査の実施について

町では、宅地周辺の土地を対象とした「地籍調査事業」を実施します。

この調査は平成17年度から日原地区より調査を開始し、以降、川井地区から海沢地区の調査を実施しております。

令和5年度は、氷川地区（長畑の一部）の調査を予定しており、調査対象の土地所有者のみなさんには後日、文書にてご案内しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○地籍調査とは

人に関する記録として「戸籍」がありますが、これに対して土地に関する記録を「地籍」と言います。地籍調査では、一筆ごとの土地について境界・所有者・地番・地目の調査および境界の位置・面積の測量を行い、簿冊（地籍簿）と正しい地図（地籍図）を作成します。

○地籍調査の必要性

現在、登記所に備え付けられている登記簿や地図（公図）の多くは明治時代の地租改正時に作成された記録をもとにしており、長い年月を経た今日では、登記簿記載の面積が実際とは異なり、公図に描かれた境界や形状が不明確であるため、土地の正確な情報を把握することが困難な場合が多いです。地籍調査は、このような状況を改善し、土地に関する記録（地籍）を明確にする事業です。

○地籍調査のメリット

- ・土地トラブルの未然防止や土地取引の円滑化
- ・災害復旧の迅速化および防災対策
- ・固定資産税の適正化
- ・土地所有者などの費用負担なし
- ・インフラ整備の促進

○地籍調査の流れ

① 調査対象地所有者の方へ

お知らせ

② 境界の確認（一筆地調査）

公図などを基に作成した資料を参考に、調査担当者が現地を訪ねます。境界を挟んだ土地所有者の方々に双方の合意の上で土地の境界を確認していただき、土地の範囲を明らかにしていきます。

*地籍調査では、この一筆ごとの調査が大変重要になります。

③ 境界の測量（地籍測量）

杭の設置や測量を行い、その結果を基に正確な地図（地籍図）を作成します。

④ 結果の確認（閲覧）

作成した地籍図と地籍簿は一定の期間を設け土地所有者の方々に閲覧していただき確認を行います。ここで確認された結果が、最終的な地籍調査の成果となります。

⑤ 登記所へ送付

地籍調査の登記簿と地籍図（写し）が登記所に送付され、以降不動産登記の

資料として活用されます。

*お問い合わせは、環境整備

課 ☎ 83-2367

【東京しごとセンター多摩】

雇用・就業を支援するための様々な事業を実施しています。詳細はホームページ（<https://www.tokyoshinji.goto.jp/tama/>）をご覧ください。

お問い合わせは、観光産業課 ☎ 83-2295



ご寄付ありがとうございます

ございました

葬祭費の一部を福祉のために
10万円 山田 美保子 様
(大氷川)



～4月のふるさと納税額のお知らせ～

つぎのとおり、ご寄付をいただきました。ありがとうございました。

目的	件数	金額
森林管理・環境景観保全のためとして	10件	95,000円
森林セラピー事業等の整備・活動事業のためとして	10件	110,000円
財政運営資金の一端（一般寄付）として	16件	350,000円
合計	36件	555,000円